

議案第15号

北名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

北名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月21日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い関係条文を整理するため並びに個人番号の独自利用を行う事務を追加し、及び廃止するため、本条例を改める必要があるからである。

北名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年北名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第1に次のように加える。

7 市長	北名古屋市障害（児）者扶助料支給条例（平成18年北名古屋市条例第113号）による北名古屋市障害（児）者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	障害者タクシー利用・ガソリン給付補助券の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

7 市長	北名古屋市障害（児）者扶助料支給条例による北名古屋市障害（児）者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	障害者タクシー利用・ガソリン給付補助券の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

第2条 北名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次の

ように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の愛知県上乗せ分の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	北名古屋市医療費支給条例（平成18年北名古屋市条例第116号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	後期高齢者の福祉のための医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の措置に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	北名古屋市障害（児）者扶助料支給条例（平成18年北名古屋市条例第113号）による北名古屋市障害（児）者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	障害者タクシー利用・ガソリン給付補助券の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の愛知県上乗せ分の	住民票関係情報、地方税関係情報及び障害者関係情報であって規則で定めるもの

	支給に関する事務であって規則で定めるもの	
2 市長	北名古屋市医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	後期高齢者の福祉のための医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	母子保健法による養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報、自立支援給付関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、年金給付関係情報、養育医療給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	北名古屋市障害（児）者扶助料支給条例によ	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	る北名古屋市障害（児） 者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
7 市長	障害者タクシー利用・ ガソリン給付補助券の 交付に関する事務であ って規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則 で定めるもの

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年11月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第2号から第4号までの改正規定は、令和7年4月1日から施行する。